

一般社団法人デスフェス 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人デスフェスと称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、死というテーマをきっかけに、今をどう生きるかを考える機会である「DEATH フェス」を円滑に開催するために必要な事業を行うことを目的とする。また、それらの研究・政策提言・社会啓発を通じて、様々な関係者との共同プロジェクトなどを推進する。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「DEATH フェス」の開催計画、準備、実施運営に関すること
- (2) シンポジウム・イベント・セミナーなどの情報発信・普及活動
- (3) 論文や書籍の発行
- (4) 各種調査研究プロジェクトの企画・運営
- (5) コンサルティング、相談、技術支援
- (6) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(社員の資格の取得)

第 7 条 この法人の社員になろうとする者は、この法人が別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 8 条 社員は、この法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第 9 条 社員は、この法人が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 10 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第 11 条 前二条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)第 8 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2)総社員が同意したとき。
- (3)当該社員が死亡し、または解散したとき。

第 4 章 社員総会

(権 限)

第 12 条 社員総会は、法律の規定する事項、その他この法人に関する一切の事項について決議することができる。

(構 成)

第 13 条 社員総会は、この定款第 6 条に定める正社員をもって構成する。

(招 集)

第 14 条 この法人の定時社員総会は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要がある場合に招集する。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法(電子メール)をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第 17 条 理事または正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案に正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の報告があったものとみなす。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び議事録の作成に係る職務を行った理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 19 条 この法人に、理事 3 名以上を置く。

2 理事の中から代表理事を 1 名以上置くことができる。

(役員を選任)

第 20 条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事を置く場合、代表理事は理事の互選によって定める。

(役員任期)

第 21 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち終了するものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第23条 理事の報酬、賞与その他の職務の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は社員総会の決議をもって定める。

第6章 資産および会計

(事業年度)

第24条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(剰余金の分配の禁止)

第25条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第26条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第27条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産)

第28条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人又は特定非営利活動法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第29条 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から令和6年7月31日までとする。

(設立時の役員)

第30条 この法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 市川望美、小野梨奈、中島悠

設立時代表理事 市川望美、小野梨奈

(設立時社員の氏名及び住所)

第 31 条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

| | |
|----------------------------------|------|
| 東京都三鷹市中原 4 丁目 2 2 番 9 号 | 市川望美 |
| 東京都杉並区高井戸東 3 丁目 1 0 番 2 6 号 | 小野梨奈 |
| 神奈川県高津区溝口 1 丁目 1 8 番 8 - 2 0 4 号 | 中島悠 |

(法令の準拠)

第 32 条 この定款に定めのない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人デスフェス設立のため、設立時社員兼設立時社員小野梨奈及び同中島悠の定款作成代理人市川望美は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 6 年 1 月 3 1 日

設立時社員兼設立時社員小野梨奈及び同中島悠の定款作成代理人

市川 望美